民有林に係る保安林の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第65号

民有林に係る保安林の指定等に関する規則の一部を改正する規則

民有林に係る保安林の指定等に関する規則(平成13年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 鳥取県森林法施行細則 民有林に係る保安林の指定等に関する規則 (趣旨) 第1条 民有林(森林法(昭和26年法律第249号。以下 「法」という。) 第2条第3項に規定する民有林を いう。) における保安林の指定、指定の解除その他 保安林に関し必要な事項については、法、森林法施 行令(昭和26年政令第276号。以下「政令」とい う。) 及び森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54 号。以下「省令」という。) に定めるもののほか、 この規則の定めるところによる。 (趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県林地開発条例(平成17年 鳥取県条例第76号)及び鳥取県林地開発条例施行規 則(平成18年鳥取県規則第8号)に定めるもののほ か、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」と いう。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号。 以下「政令」という。)及び森林法施行規則(昭和 26年農林省令第54号。以下「省令」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) (適用範囲)

第2条 <u>次条から第10条まで</u>の規定は、法第25条第1 第2条 <u>この規則</u>の規定は、法第25条第1項第4号か 項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するた ら第11号までに掲げる目的を達成するための保安林 めの保安林(法第2条第3項に規定する民有林に限 (民有林に限る。以下「飛砂防備等保安林」とい る。以下「飛砂防備等保安林」という。) について 適用する。

う。)について適用する。

(保安林の指定等に関する意見の聴取)

第9条 略

- <u>2</u> 法第32条第1項(法第33条の3において準用する 場合を含む。) の規定による意見書の提出をした者 (以下「意見書提出者」という。) は、代理人1人 を選任して意見聴取会に出席させることができる。 この場合において、意見書提出者は、当該代理人の 権限を証する書面を意見聴取会の開始前に議長に提 出しなければならない。
- 3 議長は、意見聴取会において、出席した意見書提 2 議長は、意見聴取会において、出席した法第32条 出者又はその代理人に異議の要旨及び理由を陳述さ せるものとする。ただし、その者が正当な理由がな いのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めると きは、その者が陳述をしたものとして意見聴取会の 議事を運営することができる。
- 4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると 認めるときは、意見書提出者又はその代理人の陳述 について、その時間を制限することができる。
- 5 意見書提出者又はその代理人は、発言しようとす 3 意見書提出者は、発言しようとするときは、議長 るときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 略
- <u>7</u> 略
- れた者がその制限された時間を超えて陳述をしたと き、又は第5項若しくは第6項の規定により発言を 許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しく は不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述 若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることがで きる。
- 9 略

10 略

11 法第32条第3項(法第33条の3において準用する 場合を含む。) の規定による公示は、鳥取県公報に 登載するとともに、関係市町村の掲示場及び意見聴 取会を開催する場所に掲示して行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 略

- 第1項(法第33条の3において準用する場合を含 む。)の規定により意見書を提出した者(以下「意見 書提出者」という。) に異議の要旨及び理由を陳述 させるものとする。ただし、その者が正当な理由が ないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認める ときは、その者が陳述をしたものとして意見聴取会 の議事を運営することができる。
- の許可を受けなければならない。
- 4 略
- <u>5</u> 略
- 8 第4項の規定によりその陳述につき時間を制限さ 6 第3項又は第4項の規定により発言を許可された 者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動 があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を 禁止し、又は退場を命ずることができる。
  - 7 略
  - 8 略

第10条 知事は、意見聴取会を開催しようとするとき は、その期日の1週間前までに、意見聴取会の開催 の期日及び場所を意見書提出者に通知するととも (立木の伐採等の許可申請)

<u>第10条</u> 略

(土地の使用権設定に関する意見の聴取)

- 第11条 法第50条第2項の意見の聴取は、知事又はそ の指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。
- 2 法第50条第1項の規定による認可を受けようとする者並びに使用権を設定する土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者(以下「当事者」という。)は、代理人1人を選任して意見聴取会に出席させることができる。この場合において、当事者は、当該代理人の権限を証する書面を意見聴取会の開始前に議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、意見聴取会において、出席した当事者又はその代理人に証拠を提示させ、意見を陳述させることができる。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに証拠を提示せず、又は意見を陳述しないと認めるときは、その者がその証拠の提示をし、又は陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
- 4 第9条第4項から第10項までの規定は、第1項の 意見聴取会について準用する。この場合において、 同条第4項及び第5項中「意見書提出者」とあるの は「当事者」と、同条第4項及び第8項中「陳述」 とあるのは「証拠の提示若しくは陳述」と読み替え るものとする。
- 5 法第50条第3項の規定による公示は、鳥取県公報 に登載するとともに、関係市町村の掲示場及び意見 聴取会を開催する場所に掲示して行うものとする。

に、これを公示するものとする。

2 前項の公示は、鳥取県公報に掲載するとともに、 関係市町村の掲示場及び意見聴取会を開催する場所 に掲示して行うものとする。

(立木の伐採等の許可申請)

<u>第11条</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。